

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
公募型プロポーザル方式実施基準

平成29年4月1日制定

1 目的

この基準は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）の契約において、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するにあたり、遵守すべき手続等に必要な基本的事項を定めることにより、公募型プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

2 定義

公募型プロポーザル方式は、高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等を対象とし、公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、法人が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式で、一般競争入札及び総合評価一般競争入札に適しないものの調達にあたり採用する手法とする。

3 選定委員会

選定委員会を次に定めるところにより設置し運用する。

(1) 選定委員会の役割

選定委員会では、審査基準等にもとづき、提出された提案やプレゼンテーションの内容を公正に審査し、法人が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者（以下「最優秀提案事業者」という。）及び必要に応じて次点者を選定する。

なお、審査の結果、提案者の全員が要求水準を満たさない場合は理由を明らかにし、最優秀提案事業者等を選定しないことができる。

(2) 選定委員会の構成

事業者の選定手続きには外形的公正性が求められることから、選定委員会は原則として法人外の第三者による委員を中心として構成する。

また、調達する業務の目的、性質及び内容をふまえ、民間企業の有する創造性、ノウハウを的確に評価できる評価項目を設定し、提案された内容を評価項目に則って適正に審査できる委員を選定する。

4 委員の選任等

(1) 外形的公正性の確保

選定委員会の委員の選定に当たっては、外形的公正性を担保するため、委員構成について入札審査会の審査に付するものとする。また、客観性を高めるため、必要に応じて団体推薦により、法律・会計・経営分野（以下「法律等分野」という。）の専門家

を加えることとする。

(2) 委員名の事後公表

委員と提案者との間に利害関係が生じたり、提案者から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、委員名については事後公表とする。

また、委員及び法人は、事業者選定終了までの間、提案者に委員名が容易に知られない環境を確保するよう努めるものとする。

(3) 公正な委員会の運営

① 委員選任後の確認

委員と提案者との間の接触又は利害関係等の有無について、選定委員会の審査開始前等に委員からの聴き取り等により確認することとする。

事業者選定終了までの間に、提案者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は法人へ通報することとし、当該提案者を選定対象から除外するものとする。

② 委員の審査関与制限等

委員会の審査に入り、委員から審査内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該審査に関与しないこととする。

また、委員が故意に不正行為を行った場合は、委員は辞退（解任）する。

③ 委員の補充等の対応

提案者の不正行為等が認められた場合は、その後の委員会運営を継続することについて問題がないか確認を行い、適正な審査の継続が不可能と判断した場合は、改めて委員の補充等の対応を図ることとする。

※「適正な審査の継続が不可能」とは、法律等分野の委員が欠けた場合、専門分野を審査する委員が欠けた場合等が考えられる。

(4) 委員報酬等

選定委員会の委員の報酬額は、法律等分野の委員については、大阪府の附属機関の委員報酬額に準拠し、それ以外の委員については、他の基準により報酬額を設定することとする。また、委員の費用弁償の額は、旅費として交通費実費相当額とする。

5 公募要領

法人は、公募型プロポーザル方式による事業者選定にあたっては、次の事項を記載した公募要領を作成するものとする。

- (1) 公募事項（案件名、事業目的、業務内容、予定契約（履行）期間、実施場所等）
- (2) 応募資格（契約締結者の基本要件、入札参加資格有無・業種、実績・経験等）
- (3) スケジュール（募集開始から契約締結、業務着手・完了に至るまでの予定等）
- (4) 応募手続（説明会、提出書類、質疑回答、申込み・受付方法・場所・期間等）
- (5) 審査・選定方法（評価点が同点の場合の決定方法を含む。）
- (6) 審査基準・配点（必要に応じ委託金額上限、参考価格提示）
- (7) 失格事由（選定対象除外事由）

(8) 提案者が1者又はない場合の取扱い（取り止めの有無、通知方法等）

(9) 選定・非選定結果の通知方法、結果に対する質問方法

等

(10) 選定結果の公表方法・内容

(11) 提出関係書類様式一式 等

* 公募要領については、内容に応じて選定委員会の委員の意見を聴取し、作成することとする。

* また、以上の項目は、標準的な公募要領についての基本的な記載事項（順不同）であり、調達する業務等の種類・内容・手続き等に応じて、必要な事項を追加するなど、できる限り詳しくわかりやすい内容とすることに留意しなければならない。

6 公募方法

法人は、公募型プロポーザル方式による事業者選定にあたっては、調達する業務等にかかる企画・技術提案について、次の方法により公募するものとする。

(1) 公示

法人のホームページにおいて、公募要領等、公募内容に関する情報を公表することにより公示する。

(2) 募集期間

(1)により公募を開始した日から企画・技術提案の提出期限までは、原則として1ヶ月間（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以上を確保し、募集期間とするものとする。

ただし、事業者選定の案件が公知であるなど合理性が認められる場合又は設置団体からの運営費交付金に関わるもので設置団体の予算成立の遅れなど止むを得ない場合は、募集期間を短縮できることとする。

募集期間を短縮する場合においては、公募型プロポーザル方式による案件の規模・内容等に応じて、公募の趣旨・目的を損なわないように十分留意し、募集期間を設定しなければならない。

(3) 説明会・質疑等

公募内容について、必要に応じて説明会を開催するとともに、公募内容についての質問に対する回答は、応募者全員に対して通知しなければならない。

7 提案審査

公募型プロポーザル方式による応募者からの企画・技術提案の審査は、次により行うものとする。

(1) 審査基準

公募型プロポーザル方式により調達する業務等の目的、性質及び内容等をふまえて、企画・技術提案の審査を行うための審査基準を設定し、審査基準には審査項目及び審査項目ごとの審査の視点や内容を客観的にわかりやすく、明記する。

(2) 審査基準の配点

公募型プロポーザル方式により調達する業務等の目的、性質及び内容等をふまえて、下記の基本的な考え方に留意して、(1)の審査基準の審査項目ごとに得点を配分するものとする。

(3) 審査方法

公募型プロポーザル方式により調達する業務等の目的、性質及び内容等をふまえ、選定委員会において、応募資格を有する者の提案の中から、審査基準及び配点にもとづき、審査を行う。

その際には、内容に応じて第1次及び第2次に分け審査・選定を行うことや、提案者の意欲や理解力及び提案内容をより把握するため、必要に応じてプレゼンテーションの機会を設けるなど、総合的に審査を行うものとする。

また、審査にあたっては、可能な限り提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とし、提案金額を求める場合には、企画・技術提案と価格提案を分離して評価することなど、提案内容をより客観的かつ公正に審査できるようにし、審査過程において恣意性が働かない、あるいは恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのない手続きを経るようにしなければならない。

(4) 採点方法

公募型プロポーザル方式では多様な業務内容を対象とし、一律の採点方法を採用しがたいことから、選定委員の採点方法については、下記の①を基本とするが、②又は③の方式を選択できるものとする。また、それぞれの組み合わせも可能とする。

- ① 法律等分野以外の委員の配点ウエイトを高める方法
- ② 法律等分野の委員は自らの配点を持たず、選考過程等に外形的公正性が担保されているかのチェック機能を担当し、最終の評価決定には、法律等分野の委員の合意を必要とする方法
- ③ すべての委員の配点を同一にするか、評価項目ごとにすべての委員合議による採点とする方法

(5) 最優秀提案事業者の決定

審査の結果、評価点が最高点の者を最優秀提案事業者とする。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な提案事業者を最優秀提案事業者とする。なお、選定委員会の意見も踏まえ、提案金額によらないことも可能であるが、その場合は下記①又は②の方式を選択するものとする。

決定方法は、事前に公募要領に記載するものとする。

- ① 選定委員による合議
- ② 選定委員による多数決

8 事業者の選定方法

法人は、最優秀提案事業者を特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。ただし、成果品に法人の戦略性が極めて強く要請される場合又は最優秀提案事業者以

外の提案の方が、法人の期待する効果がより達成できると見込まれる場合には、理事会の決定を経て、最優秀提案事業者以外の者を契約交渉の相手方とすることができる。

9 結果公表

法人は、公募型プロポーザル方式により最優秀提案事業者の選定を行い、上記9の契約交渉の相手方を決定した場合は、選定結果に関する情報について、次の方法により公表するものとする。

(1) 公表方法

法人のホームページにおいて、選定結果に関する情報を公表する。

選定結果を公表する期間は、1年間とする。

(2) 公表時期及び公表内容

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を契約交渉の相手方が決定した後、速やかに公表するものとする。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 * 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

* 選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点（品質点と価格点の合計）の得点順にそれぞれ記載する。

* 応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①を公表し、③は公表しないこととする。この場合は最優秀提案事業者の選定理由（④）において、2者の比較がよりわかりやすいように示さなければならない。

(3) 公募要領への記載

上記の(2)の内容を公表する旨、あらかじめ公募型プロポーザルの公募要領に記載の上、募集開始時に公表し周知するものとする。

10 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。また失格事由は、公募要領に明記することとする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 その他

公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った結果、2回連続して提案事業者が1者であった案件については、別紙に定める参加意思確認手続を毎回経た上で、現行事業者と随意契約をすることができるものとする。ただし、当該参加意思確認手続を経た随意契約を反復してできる回数は3回までとし、契約期間の合計は3年以内とする。